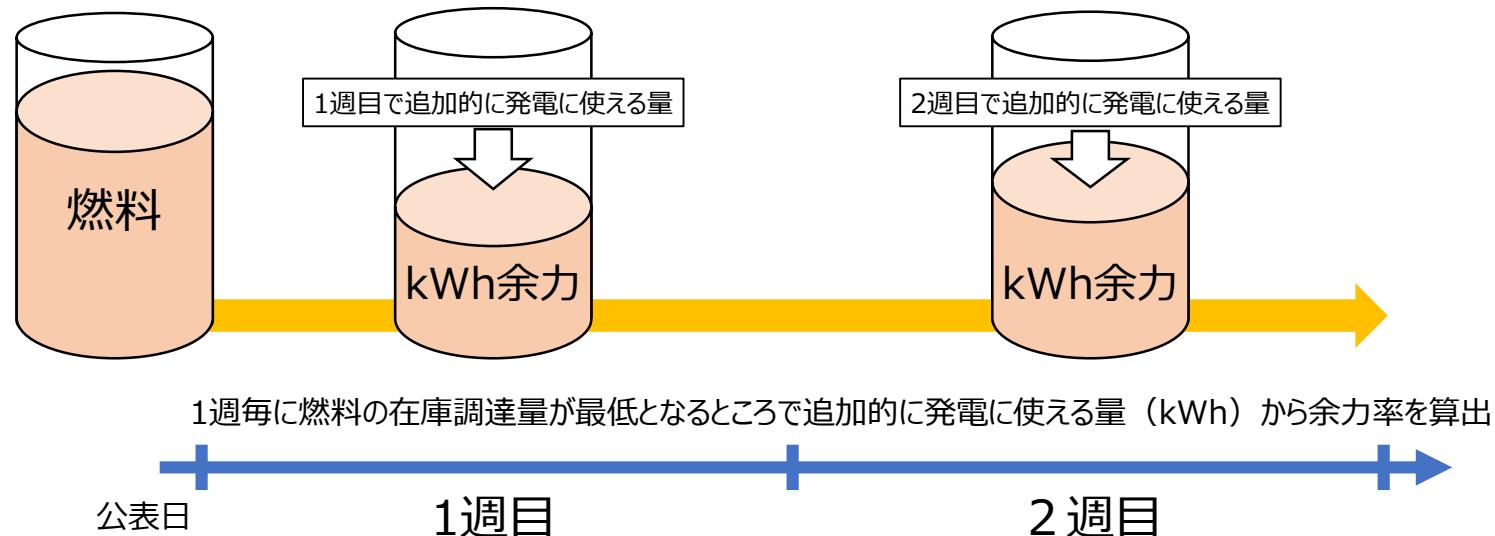


kWh余力率管理の結果（2022年12月16日時点）

kWh余力率管理とは

- kWh余力率管理は、2020年度の需給ひつ迫を踏まえた対策の一つである。指標に基づき事前に国、広域機関、一般送配電事業者等ができるる需給対策を講じることで供給支障を防ぐ取組み。
- 2週間先までの気温や天候から需要や再エネ出力の変動の見込みから燃料の消費量を想定し、燃料調達量と合わせて燃料の在庫量を算出。これを前後半1週間ずつの2週に分け、想定から変動した場合に追加的に発電で利用できる余力を算出し、発電電力量（kWh余力）に換算する。
- 1週間毎の電力需要（kWh）に対するkWh余力の比率をkWh余力率として算出する。
- **kWh余力率3%程度となる緊急事態には直ちに広域的な需給対策を講じる。**



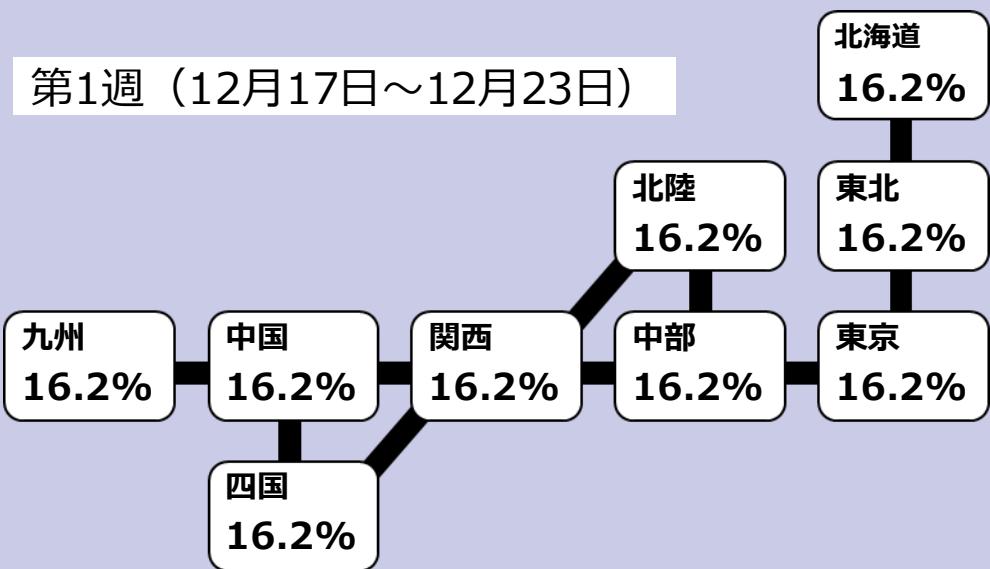
kWh余力率の結果について

第1週（12月17日～12月23日）・第2週（12月24日～12月30日）

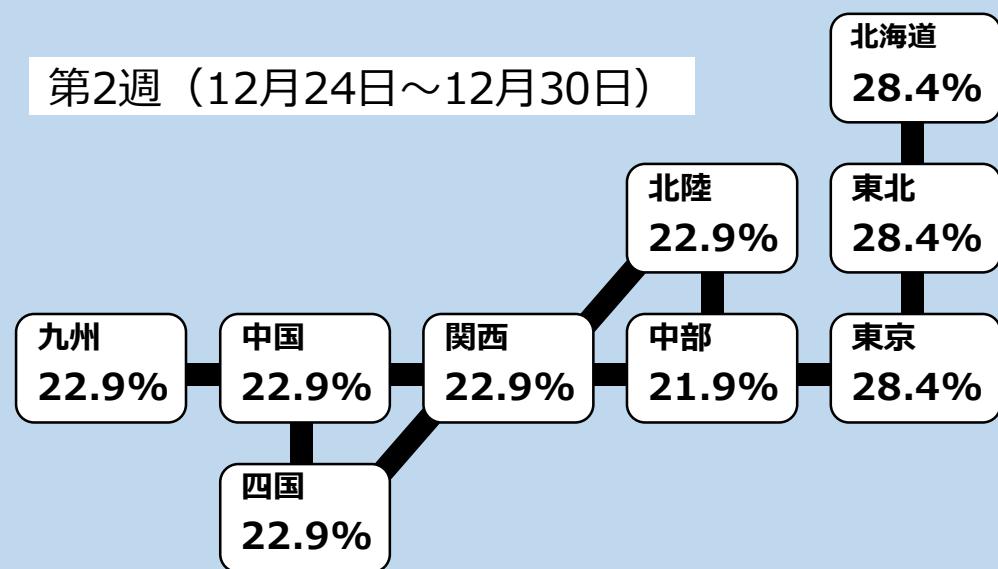
- kWh余力率は第1週は1ブロック（北海道～九州が16.2%）、第2週は3ブロック（北海道～東京が28.4%、中部が21.9%、北陸～九州22.9%）であった。
- このため、直ちに追加の需給対策を実施する状況にはないが、気象条件の変化や大規模ベース電源脱落が重なった場合には、kWh余力が低下する可能性があることから、今後も注視が必要である。
- また、電源の計画外停止（特に大規模なベースロード電源）、需要・再エネ出力の変動、燃料調達状況により、kWh余力率は変動することに留意が必要である。

※例えば、大規模なベースロード電源（100万kW）が停止すると、全国の1週間の需要の0.9%（168GWh）程度、太陽光・風力の出力が10%低下すると、全国の1週間の需要の0.7%（135GWh）程度の電力量の減少となる（7日間の停止又は出力低下で換算した。）

第1週（12月17日～12月23日）



第2週（12月24日～12月30日）



・kWh余力率は連系線の空容量の範囲で、極力同一の余力率となる電力融通の実施を想定したものであり、空容量が十分にあれば、同一のkWh余力率となる。

kWh余力率の注意点

- kWh余力率については以下の点に注意が必要である。より詳細なkWh余力率の算出方法については、別紙「解説 kWh余力率管理」を参照していただきたい。

- 注 1：燃料在庫・入船予定や、発電設備の計画消費量は、算出日時点において事業者から提出された計画を前提としたものであり、算出日時点以降の計画の変更等によって、kWh余力が増減する場合がある。
- 注 2：需要、再エネ出力、連系線潮流、一部の発電設備の計画消費量は、算出日時点における想定を前提としたものであり、今後の気温・天候の変化や卸電力市場での約定状況等によって、kWh余力が増減する場合がある。
- 注 3：需要は算出日時点の気象情報に基づき一般送配電事業者が想定したものであり、厳気象が発生した場合のリスクを見込んでいない。
- 注 4：kWh余力の算定にあたっては、各基地における発電設備の最大発電可能量（焚き口）を考慮しているが、その際に燃料制約による発電設備の出力低下・停止の影響は考慮していない。
- 注 5：算出日以降に発生した発電設備や送電設備の計画外停止が生じた場合の影響は考慮していない。
- 注 6：燃料在庫が最小となる日はkWh余力率を算出する基地ごとに異なる場合がある。
- 注 7：上記の余力率は、算出日時点に想定した連系線の空容量の範囲内での電力融通を考慮した後（ブロック処理後）のkWh余力率である。仮に算出日以後に空容量が変われば、ブロックは分かれ別ブロックとなる可能性がある。